

消費者力パワーアップセミナー2021(第1期)

～消費者力の向上を目指して～



今回のテーマは「今後の暮らしを便利で豊かにするための基礎知識」です。

※ 今回は、**セミナーA**、**セミナーB**、**セミナーC**の3つの講演を行います。

※ パワーアップセミナー2020第2期(令和3年2月開催)でご好評いただいたため、同内容を**セミナーB**、**セミナーC**として開催します。

	7月27日(火)	7月28日(水)	7月29日(木)
午前10時～午前11時30分		セミナーB	セミナーA
午後2時～午後3時30分	セミナーA		セミナーC

セミナーA わかる！使える！マイナンバー制度の基礎知識

※日程①と日程②は
同じ内容です。

日程① 令和3年7月27日(火) 午後2時～午後3時30分

日程② 令和3年7月29日(木) 午前10時～午前11時30分

マイナンバーカードで、私たちの生活はどう変わるのでしょうか？マイナンバーの仕組みを知って、安心・安全に暮らすために、分かりやすく解説していただきます。

講師： ^{くのり さとし} 久乗 哲 氏 (税理士法人りたっくす代表社員 税理士)



セミナーB 老後でもわかりやすい家計をめざして (お金回りの整理)

※令和3年2月25日・26日に開催した消費者力パワーアップセミナー2020第2期の講演と同じ内容です。

令和3年7月28日(水) 午前10時～午前11時30分

いつの間にか増えてしまった、銀行口座やクレジットカード、保険…分かりやすく整理しておきたいと思いつつ、つつい後回しになっていませんか？記憶力や整理力がある今のうちに、将来の自分自身も家族も困らない家計設計を目指しましょう。

講師： ^{やぶうち みき} 薮内 美樹 氏 (ファイナンシャルプランナーCFP®, 介護相続コンサルタント)



セミナーC 老後を安心・安全に暮らせる住まいをめざして (家の中の整理)

※令和3年2月25日・26日に開催した消費者力パワーアップセミナー2020第2期の講演と同じ内容です。

令和3年7月29日(木) 午後2時～午後3時30分

皆さんの家は「ずっと安心な住まい」ですか？今は快適なお家でも、もしも突然、介護が必要になってしまったら。もしも、これからお身体が動きづらくなってしまったら。そんな「もしも」に備えて、老後も安心・安全に暮らせる住まいのために今からできることを考えましょう。

講師： ^{みぞうち けいすけ} 溝内 啓介 氏 (NPO 法人コンシューマーズ京都 事務局長)



申込方法は、裏面をご覧ください！

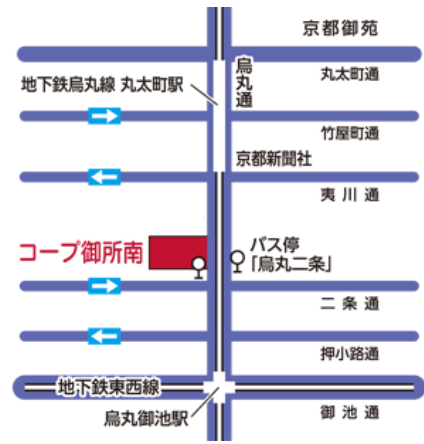
● **会 場** コープ御所南ビル4階会議室
※1階は生協の店舗(コープ御所南店)です。
(地下鉄丸太町駅7番出口から徒歩約3分)

● **主 催** 京都市・京都府, NPO 法人コンシューマーズ
京都, 京都生活協同組合

● **定 員** 各回20名(先着順)

● **申込期間** 令和3年7月1日～令和3年7月16日

● **申込方法** 氏名, 電話番号及び参加希望の回(複数申込可)を添えて, ホームページ, メール又は
FAX で以下の申込先までご連絡ください。
※申込み時点で定員に達していた場合は, 折り返しその旨御連絡させていただきます。



【申込先】 NPO法人コンシューマーズ京都

H P : <https://consumers-kyoto.net/>

F A X : 075-251-1003

メール : syodanren@mc2.seikyoku.ne.jp

件名は「パワーアップセミナー申込み」とし, 上記と同様の事項を記載してください。

宛先 : NPO法人コンシューマーズ京都 FAX : 075-251-1003

* 本用紙に必要項目を記入後, FAXしてください。

「消費者カパワーアップセミナー2021 (第1期)」 FAX用申込用紙

次のとおり「消費者カパワーアップセミナー2021 (第1期)」を申し込みます。

参加者氏名	ふりがな
電話番号 (連絡先)	
参加希望日 (複数申込可)	参加希望の回に○をしてください。 セミナーA わかる!使える!マイナンバー制度の基礎知識 ① 令和3年7月27日(火) 14:00~15:30 ② 令和3年7月29日(木) 10:00~11:30 セミナーB 老後でもわかりやすい家計をめざして ① 令和3年7月28日(水) 10:00~11:30 セミナーC 老後を安心・安全に暮らせる住まいをめざして ① 令和3年7月29日(木) 14:00~15:30

* 本用紙に記入いただいた個人情報は, 「消費者カパワーアップセミナー2021 (第1期)」に関する以外に使用することはありません。

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

令和3年6月発行

京都市印刷物第 034255 号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

